

# 女性の ミカタ

## まだ間に合う キャッチアップ制度

真理子レディースクリニック  
院長  
**伊藤 真理子**

(いとう・まりこ)1986年山形大学  
医学部卒業。山大病院、篠田総合  
病院を経て2005年6月に真理子レ  
ディースクリニックを開業。日本産科  
婦人科学会認定産婦人科専門医。

接種できるのがキャッチ  
アップ制度です。

**期限は来年3月末まで**



ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの定期接種を逃してしまった人で、まだ「キャッチアップ制度」を利用してないという方はいらっしゃいませんか？

HPVワクチンは、子宮頸がんの原因とされるHPV感染を90%予防でき、小学6年生から高校1年生までなら自己負担なしの「定期接種」が受けられます。

ただ、2022年3月

**定期接種を逃した人に**

**今月からでも大丈夫**

しませんか？

までは国がワクチン接種の勧奨を控えていた経緯があり、この“空白期”に接種を逃した人も定期

「えつ！ 知らなかつ

ただ救済措置を利用する場合も、体調なども考慮しながら余裕を持つて接種計画を立てることを

対象者は空白期に小学6年生から高校1年生だった人、つまり1997年4月2日～2008年4月1日生まれの人です。ただし、この制度は来年3月末までです。

接種は期間を空けて3回打つ必要があります。接種は期間を空けて3回打つ必要があります。接種は期間を空けて3回打つ必要があります。

ということは、9月までに1回目を打たないと来年3月までに完了できませんね。

**体調と相談しながら**

月から3ヶ月以上）空ければ大丈夫。つまり11月後半が1回目でも来年3月末までに完了します。

月から3ヶ月以上）空けば

た」という人もいらっしゃるでしょうが、ご安心ください。ワクチンは、標準的な接種間隔を逃した人のために救済措置が認められています。2回目は1回目から1ヶ月以降、3回目は1回目から4ヶ月以降（2回目から3ヶ月以上）空ければ大丈夫。つまり11月後半が1回目でも来年3月末までに完了します。

また2回目や3回目が4月以降になる人でも、3月末までの期間内に接種した分だけは無料になります。



お勧めします。

〈産婦人科〉  
**真理子レディースクリニック**

☎ 023-632-0666 山形市小姓町6-35

- 受付時間  
【平日】午前/8時30分～12時  
午後/14時～17時  
【木曜】午前/8時30分～11時  
【土曜】午前/8時～11時
- 休診日  
日・祝祭日  
木・土曜日は午後休診となります。

